

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
議決権の基準日	毎年3月31日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-232-711 (通話料無料)
公告方法	電子公告 当社は公告を下記ホームページに掲載しております。 http://www.fdk.co.jp/kessan-j/index.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行ないます。

(ご注意)

- 住所変更、単元未満株式の買取のお申出先につきましては、株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座を開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお申出ください。
- 株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関の事務拠点の移転に伴ない、平成29年8月14日以降の連絡先は以下となります。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
電話：0120-232-711 (通話料無料)
郵送先：〒137-8081 新東京郵便局私書箱29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

当社ホームページについて

その他 IR情報もホームページに掲載しております。
是非ご参照ください。

当社ホームページ

<http://www.fdk.co.jp/>

当社IR情報

<http://www.fdk.co.jp/kessan-j/index.html>

単元未満株式の買取 請求制度のご案内

当社株式の証券市場での取引は1,000株単位となっており、1,000株未満の単元未満株式は、市場で売却することができない、株主総会における議決権がない等の一定の制限がございます。

単元未満株式をご所有の株主様は、当社に対して、単元未満株式の買い取りをご請求できます。当社株式を証券会社等の一般口座でご所有の場合はお取引の証券会社等に、特別口座でご所有の場合は三菱UFJ信託銀行株式会社 (☎0120-232-711)にお問い合わせください。

単元未満株式の買取請求制度って？

単元未満株式をご所有の株主様が、単元未満株式の売却をご希望の場合に、当社が市場価格で買い取らせていただく制度です。



当社ホームページ



当社IR情報